

事件番号 平成21年(ネ)第792号霊璽簿からの氏名抹消等請求控訴事件
次回期日 2010年(平成22年)4月27日 午後3時00分
控訴人 菅原龍憲 外7名
被控訴人 靖國神社 外1名

控訴人第8準備書面

(被控訴人靖國神社の準備書面1に対する反論)

2010年4月5日

大阪高等裁判所

第11民事部 二係 御中

(はじめに)

被控訴人靖國神社の主張の一点目は、原判決の「被告靖國神社の合祀行為及び合祀継続行為そのものは、宗教的行為ではあるものの、祭神を祀るという抽象的・観念的行為であって、宗教上の信仰の自由と同程度に被告靖國神社が当然に有する信教の自由に基づき自由になし得る」(原判決74頁)との判断が正当である(以下、「主張一点目」と主張するものであり、また二点目は、控訴人らの精神的苦痛が、原判決の言うように「昭和63年大法廷判決において法的利益性を否定された他者の宗教上の行為に対する不快の感情」である(原判決72頁)とするのが正当である(以下、「主張二点目」と主張しているにすぎない。

しかし、被控訴人靖國神社が依拠しようとしているこれら原判決の判示は、以下述べるとおり、明らかに不当である。

第1 主張一点目に対して

1 合祀は抽象的・観念的行為ではない

(1) まず、一点目については、原判決そのものが、「一般に、宗教行為の自由は、その行為自体が外部的に表現されるものである以上、他者との権利衝突が生じる場面は避けられず、その場合には当然、他者の権利との間で調整が必要になるので、被告靖國神社が法人として宗教行為の自由を有していたとしても、何らの制約もなしにその権利行使が許されるものではない」(原判決73頁)と判示している。

そして、原判決は、正当にも「被告靖國神社の合祀行為及び合祀継続行為そ

のものは、宗教的行為ではある」(原判決74頁)として、被控訴人靖國神社の宗教行為の自由が外部的に表現されたものであると認定している。外部的に表現されない「行為」は、全くの動作を伴わない内心での思考等の他はあり得ず、合祀行為及び合祀継続行為は、全く動作を伴わない行動ではないからである。

しかるに、他方で原判決は、「合祀に密接に関連する被告靖國神社の外部的行為としては、霊璽簿等の作成・保管だけである」(原判決74頁)とし、「被告靖國神社の合祀行為そのものは、祭神を祀るという極めて抽象的観念的なものであって、信仰の自由そのものと同視できるものであるから、他者との権利衝突を観念することができ」ない(原判決73頁)とするのである。ここでは、合祀行為は霊璽簿の作成・保管とすら切り離され、完全な「思考上の営み」におとめられてしまっている。

しかし、霊璽簿等の作成・保管は単なる「合祀に密接に関連する」というだけの付随的な行為ではない。合祀適格者と判定された戦没者は、霊璽簿にその「氏名等」個人情報に記載され、荘重な合祀祭を行われた上で霊璽奉安殿に安置され初めて祭神となる。このように、霊璽簿等の作成・保管は合祀の不可欠の一環であり、重要な構成要素である。合祀継続行為は、そのようにして作成され、霊璽奉安殿に保管された霊璽簿を副御霊代として、合祀祭後に日々行われる祭儀の連続である。

原判決は、合祀行為がいかなる性質のものであり、具体的にいかなる行為で成り立っているかも理解せず、あるいはそれに殊更目をつぶって、合祀行為及び合祀継続行為と霊璽簿等の作成・保管と切り離し、いかなる根拠も示さず、合祀に密接に「関連する」被告靖國神社の外部的行為としては霊璽簿等の作成・保管だけである」としているものであるが、被控訴人靖國神社も当惑するような外的判示という他ない。

繰り返しになるが、合祀行為とは、単に1度合祀してその状態が継続してい

ることを指すのではなく、戦没者を祭神として祀り続け、例大祭などの度にその祭神を招き寄せて、荘重な儀式を執行して「遺徳」を喧伝し、靖國思想を布教宣伝する行為である。これら一連の行為は、まさしく外部的行為に他ならないのである。

- (2) 原判決は、被控訴人靖國神社の合祀行為及び合祀継続行為（例大祭等）が他者との権利衝突の生じる場面のあり得ない行為とする根拠を、「祭神を祀るという抽象的・観念的行為」だからとする。

これは、①宗教行為として外部的に表現されたのではない抽象的・観念的行為である合祀行為及び合祀継続行為（例大祭等）が存在するか、②外部的に表現されたにもかかわらず、他者との権利衝突があり得ない行為を想定するかのいずれかでなければならない。

しかし、前者①では、原判決が合祀行為及び合祀継続行為（例大祭等）を外部に表現された宗教行為であると認定しているにもかかわらず、同時にそうでない行為でもあるとする論理矛盾を犯すことになる。仮に原判決のように、外部的動作を伴うにもかかわらず、合祀行為及び合祀継続行為（例大祭等）が外部に表現された行為でないとするならば、宗教にかかわる行為はすべからず、いかに外部的動作を伴い、外部的に表現されたものであっても、まったく内心の信仰と同視できる結果となって、いかなる他の権利との衝突も観念し得なくなり、不当である。信教の自由は憲法上の権利ではあるが、外部に表現された行為は憲法13条の内在的制約に服し、全く他者との権利衝突があり得ないのは、憲法19条の思想及び信条の自由のみとされている憲法枠組みにも反する。

よって、このような理解は不当である。

2 合祀及び合祀継続行為の性格

- (1) 宗教において最も重要なものは、儀式である。教義を記載した文書の理解に

よる布教宣伝よりも、儀式に参加して得られる宗教経験による情緒的な教義の体感をはるかに効果的だからである。これを反映して、「靖國神社の社憲」においても、総則のすぐ後に3条から7条まで祭祀に関する定めが続き、その細部についてはさらに別途規程が定められている。

いかなる性質の戦争であれ、戦争に参加して死ぬことは、「君のため国のため尽くした」ことであり、英霊として顕彰に値するという被控訴人靖國神社の教義は、祭神に感謝を捧げ顕彰・慰霊する儀式、即ち、合祀及び合祀継続行為（例大祭等）において社会に向けて劇場的に表現される。しかもそこでの戦没者は、（無名戦士の墓におけるように）個性を捨象された抽象的存在ではなく、個別具体的な戦没者個々人とされており、遺族によってその生前の人となりを偲ぶことのできる者らである。

そして、この儀式によって集団的に情緒的な宗教体験がなされ、儀式に参加した者は体験を共有する。被控訴人靖國神社の宗教は、こうして普段に布教され宣伝されていく（甲本7・靖国問題入門64頁，甲総16・菱木意見書）。

被控訴人靖國神社においては、臨時大祭などの（正式の）合祀祭が最大の儀式である。次いで、春と秋の例大祭が重要なものとされている。「英霊を顕彰する」という被控訴人靖國神社の最大の宗教的教義・核心は、これら儀式を通じて体現されているのである。GHQが（正式の）合祀祭を禁じたのも、その影響力、つまり布教宣伝効果の大きいことを見抜いていたからである。

戦没者の合祀及び合祀継続行為（例大祭等）は、被控訴人靖國神社の宗教思想をすでに共有する者らには大いなる感動を呼び起こしてその信仰を深めさせ、そうでない者には宗教的情緒を呼び起こすことによって信仰を芽生えさせ、反対に、控訴人らのようにこの教義を拒否する遺族には耐え難い苦痛を生じさせる。このように、合祀及び合祀継続行為は具体的で、外部的・能動的な、他者に働きかける行為である。

そのような行為であるから、合祀及び合祀継続行為と他者の権利との衝突が

ある場合には、その調整が必要となるのは当然である。

- (2) また、こうした具体的かつ外部的な行為である被控訴人靖國神社の合祀行為及び合祀継続行為（例大祭等）においては、霊璽簿等は重要な役割を果たしている。

合祀は、「国事殉難者」とするに相応しい戦没者を選定することから始まる。この合祀適格者の選定作業は、厚生省の旗振りによって地方公共団体の世話課等が行った。被控訴人国は世話課等で選定された合祀適格者の名簿を取りまとめ、被控訴人靖國神社に送る。ここまでが合祀の準備作業である。

合祀適格者名簿を受け取った被控訴人靖國神社は、重複合祀を避けるため等の点検をした後、神社として最終的な祭神決定作業を行う。合祀が決定し、祭神となることが決まった戦没者は霊璽簿・祭神簿に記載され、合祀祭の日を待つ。

前述のとおり、霊璽簿にその「氏名等」個人情報に記載された戦没者は、荘重な合祀祭を行われた上で霊璽奉安殿に安置され初めて祭神となる。このように、霊璽簿等の作成・保管は合祀の不可欠の一環であり、重要な構成要素である。合祀継続行為は、そのようにして作成され、霊璽奉安殿に保管された霊璽簿を副御霊代として、合祀祭後に日々行われる祭儀の連続である。

したがって、原判決のいう霊璽簿等の「保管・管理」とは、単なる事務的な保管・管理とは全く性質が異なり、まさしく宗教的意味合いにおいて「奉安」しているのであって、その「保管・管理」自体が控訴人らの人格権を侵害するものである。

第2 主張二点目に対して

控訴人らは、単なる「不快の感情」を抱いているのではなく、被控訴人靖國

神社の具体的かつ外部的な合祀行為及び合祀継続行為（例大祭等）によって、その人格権が侵害されているものである。

控訴人らは、本件戦没者が自らの命と家族をあきらめ、他者を殺害することを余儀なくされたことを深く悼み、悲しんでいる。そのような控訴人らにとって、戦没者らがどれほど生きることを望み、家族を慈しんでいたとしても、あるいは反戦思想を有し、他者を尊重する信仰を有していても、そうした個性を全く捨象して、単に国の戦争に狩り出されて死亡したという一事のみをもって、「国（あるいは天皇）のために喜んで死んだ」のだと意味づけられ、その意味づけを核とする宗教思想の布教宣伝に利用されること自体が、著しい苦痛なのである。

戦没者らの人となりや、その緊密な人間関係によって想起できる控訴人らにとって、上記のような意味づけは、戦没者らの人格を否定するにも等しい行為である。さらには、控訴人らにとって、戦没者らの死を褒め称える顕彰・慰霊という行為は、その死を喜ばれるという点でも、著しい苦痛をもたらすものである。近親者の死を喜ばれることほど苦痛なものはない。遺族にとって、近親者の死が尊敬される死であり、誉め称えられるべきものとして崇拜の対象とされ、その死に続けとする教義に利用されることをじっと我慢しなければならないとすれば、自らが本件戦没者の死を悼む行為を真っ向から否定されているのと何ら変わらない。

この点で、原判決は一方では正しく、「故人に対する追慕・慰霊とは、行為者の精神における死者との交流であり、追慕・慰霊行為はその交流を実現する個人的な行為」（原判決 72 頁）と判示している。にもかかわらず他方では、「故人の遺族が独占的に追慕・慰霊行為をし、他者のそれを排除しようとする権利・法的利益を有しているとはいえない」という一般論によりかかって、被控訴人靖國神社の合祀および合祀継続行為を無罪放免としていることは、的はずれである。

なぜなら、被控訴人靖國神社の合祀行為及び合祀継続行為（例大祭等）において為されていることは、その死を褒め称える「顕彰行為」であって、その人となりを追慕し、その死を悼み悲しむという意味での「追慕・慰霊行為」はまったくの別物だからである。控訴人らは、被控訴人靖國神社の行う「顕彰行為」によって人格権を侵害されていると主張しているのであって、被控訴人靖國神社が言葉の真実の意味における「追慕・慰霊行為」を行うことによって人格権を侵害されていると主張しているのではない。

このように、原判決およびこれに全面的に依存する被控訴人靖國神社の主張は、合祀行為及び合祀継続行為（例大祭等）の性格を理解せず、また、控訴人らの著しい精神的苦痛がどのような内容のものであるのかを慎重に検討することなく、これを単に「不快の感情」と切り捨てている点において、著しく不当である。

以 上